

## 第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成23年6月21日(火)午後2時00分

場 所 津市白山庁舎 2階 205会議室

出席部会委員	25	<small>おおい</small> 大井	かずし	一司	26	<small>かさい</small> 笠井	かつみ	克己	27	<small>すずき</small> 鈴木	てるまさ	照正	28	<small>たぐち</small> 田口	<small>よしのり</small> 慶則
	29	<small>ほりかわ</small> 堀川	ただしげ	忠重	30	<small>もろと</small> 諸戸	よしあき	善昭	31	<small>たなか</small> 田中	たけつぐ	竹次	32	<small>はせがわ</small> 長谷川	<small>ひろし</small> 博
	33	<small>もりやま</small> 守山	たかゆき	孝之	35	<small>いけだ</small> 池田	まさし	昌司	36	<small>もりた</small> 森田	まさたか	正孝	37	<small>あかほり</small> 赤堀	<small>よしお</small> 嘉夫
	38	<small>なかがわ</small> 中川	かずお	和雄	39	<small>はぎの</small> 萩野	ただし	忠司	40	<small>むかいだ</small> 向田	たみ	忠美	42	<small>かたおか</small> 片岡	<small>まさいく</small> 眞郁

以上16名

欠席委員 48 わたなべ渡邊 てるかず晃一

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 27番 すずき鈴木 てるまさ照正・37番 あかほり赤堀 よしお嘉夫

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第4号 時効取得による所有権の移転について
  
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)
  
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは、早速ですが、第6回第2農地部会を開会させていただきます。本日の議事録署名者を指名させていただきます。

27番 <sup>すずき</sup>鈴木 <sup>てるまさ</sup>照正 委員・ 37番 <sup>あかほり</sup>赤堀 <sup>よしお</sup>嘉夫 委員、よろしくお願ひします。

それでは本部会に付議されました議案につきましては、先ほど事務局から報告されたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、会長の専決事項の報告事項に入ります。報告第1号から第4号につきましては事務局から一括して説明よろしくお願ひします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1、地区 川合 借り人 \_\_\_\_\_ 貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村瀬越\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目ともに田、面積 1, 190㎡。

これにつきましては、基盤強化法に基づく農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。以上、件数は1件で、1, 190㎡、その内訳は田であります。

2ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居明神町東横山\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 原野・現況地目 畑、面積 396㎡、外16筆で、合計面積 1万1, 472㎡。取得年月日 平成23年2月14日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。

番号2、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居北口町北口\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 520㎡、取得年月日 平成21年12月31日、取得事由は、\_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。

番号3、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居野村町権田\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 492㎡ 外1筆で、合計面積 882㎡。取得年月日 平成22年9月11日、取得事由は、\_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。

番号4、届出者 \_\_\_\_\_ 持ち分2分の1、届出地 久居東鷹跡町\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 259㎡ 外5筆で、合計面積 2, 513㎡。取得年月日 平成22年9月11日、取得事由は、\_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。

番号5、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居東鷹跡町\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 255㎡ 外1筆で、合計面積 314㎡。取得年月日 平成22年9月11日、取得事由は、\_\_\_\_\_から相続、持ち分2分の1、あっせん等の希望はございません。

以上、件数は5件で、合計面積15, 701㎡、内容は、田 6, 733㎡、畑 3, 974㎡、その他4, 994㎡でございます。

4ページをお願いいたします。報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 川方町里ノ内\_\_\_\_番\_\_、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 26㎡、外1筆で合計面積267㎡。

これにつきましては、受人、\_\_\_\_\_の亡き父が、当該届出地と宅地を戦前より借り受けて米穀商を営んでおり、倉庫と自動販売機が設置されております。このたび渡人である\_\_\_\_\_から譲り受けるに当たり、当該届出地が農地であることが判明したものでございます。始末書の提出がありますので追認するものでございます。

番号2、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町洗ヶ瀬\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 269㎡。

これにつきましては、受人である\_\_\_\_\_は、渡人である\_\_\_\_\_から、当該届出地を譲り受け、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。建築面積は74.43㎡でございます。

番号3、受人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居東鷹跡町\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 96㎡。

これにつきましては、次の番号4と関連しておりますので、3番・4番とあわせて説明いたします。

番号4、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、申請地 久居東鷹跡町\_\_\_\_番\_\_、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積62㎡。

番号3は、渡人である\_\_\_\_\_が所有する届出地と、番号4の渡人である\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_が所有する届出地を形状をよくするために交換し、隣地である久居東鷹跡町\_\_\_\_番\_\_、外2筆の宅地、合計面積588.75㎡と一体利用して宅地分譲2区画に転用するものでございます。

また、番号4は、物置用地として転用します。建築面積は22.35㎡でございます。

番号5、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 川方町里ノ内\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 6.61㎡。

これにつきましては、受人である\_\_\_\_\_は、渡人である\_\_\_\_\_から住居の隣地である当該土地を譲り受け、住宅敷地の庭園用地として利用しようとするものでございます。

以上、件数は5件で、合計面積 700.61㎡、内容は畑でございます。

次に、5ページをお願いいたします。報告第4号 時効取得による所有権の移転でございます。

番号1、地区 丹生俣、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積4,037.8㎡、申請地 美杉町丹生俣中屋 \_\_\_\_\_番\_\_、地目 田、面積370㎡。

これにつきましては、昭和52年に土地の交換が行われ、その後も受人である\_\_\_\_\_が管理しており、20年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に所有を継続しているため時効取得をしようとするものです。

以上、件数は1件で、370㎡、内容は田でございます。

以上で、説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案事項に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。なお、この議案の中に6番なのですが、守山委員に関する案件がございますので、守山委員、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限に該当しますので、守山委員の一時退席をお願いいたします。6番になりましたらお願いいたします。それでは、事務局、説明願います。

事務局 6ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,440㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 531㎡、申請地 久居野村町北小膳田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 247㎡。

これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は、高齢による労働力不足により耕作が困難になってきたため、受人である \_\_\_\_\_ が譲り受け営農拡大しようとするものであります。

番号2につきましては、自作地相互の交換でございますが、相手方の申請が出ておりませんので、本人了解のもと取り下げとなり、来月審議いただく予定となりました。恐れ入りますが、議案書を抹消願います。

番号3、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,399㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,232㎡、申請地 榑原町伊賀井谷 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,212㎡。

これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は当該申請地が自宅から離れており耕作不便のため、受人である \_\_\_\_\_ が譲り受け営農拡大しようとするものであります。

番号4、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,399㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,208㎡、申請地 榑原町伊賀井谷 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも 田、面積 1,983㎡。

これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は高齢による労働力不足により耕作が困難になってきたため、受人である \_\_\_\_\_ が譲り受け営農拡大しようとするものであります。

番号5、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,222㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 897㎡、申請地 一志町波瀬佐野 \_\_\_\_\_番。台帳地目・現況地目とも田、面積 528㎡。

これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は、高齢による労働力不足による耕作が困難になってきたため、受人である \_\_\_\_\_ が譲り受け営農拡大しようとするものであります。

議長 ここでちょっと守山委員よろしいですか。

守山委員 よろしいけど、私のを後に回してください。

議長 よろしいか、飛ばしてもらいます。  
7番願います。

事務局 番号7、受人 \_\_\_\_\_、面積18,403㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1,819㎡、申請地 一志町八太鮫\_\_\_\_\_番。台帳地目・現況地目とも田、面積49㎡、外1筆で、合計面積681㎡。これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢による労働力不足により耕作が困難になってきたため、受人である\_\_\_\_\_が譲り受け営農拡大しようとするものであります。

番号8、地区 家城、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,093㎡、申請地 白山町南家城大坪\_\_\_\_\_番。台帳地目・現況地目とも田、面積 786㎡。

これにつきましては、受人である\_\_\_\_\_は、渡人である\_\_\_\_\_が通作に不便なため、当該申請地を譲り受け新規営農しようとするものであります。また、下限面積についてでございますが、この後の議案第2号 農地法3条の規定による許可申請・農業委員会許可・賃貸借権の番号1で、畑5,079㎡を借り受けるため下限面積を満たしております。また、技術の習得につきましては、農機具の貸し人である親戚に指導を受けるとともに、諸団体が開催する研修会に参加し、技術習得に努めます。

番号9、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,929㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,929㎡、申請地 白山町南出下出\_\_\_\_\_番。台帳地目・現況地目とも畑、面積 223㎡、外6筆で、合計面積4,929㎡。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢による労働力不足により耕作が困難になってきたため、受人である\_\_\_\_\_が生前部分贈与を受け耕作しようとするものであります。

番号2が取り下げとなりましたので、恐れ入りますが、ここで議案書の訂正をお願いします。件数を9件から8件に、合計面積を14,379㎡から1,1491㎡に。内訳の田13,557㎡を10,669㎡に訂正願います。畑は760㎡、宅地は62㎡でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より番号6を除き説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見を、6を除きお願いしたいと思います。まず1番をお願いします。

田口委員 ただいま事務局、説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。

議長 3番。

堀川委員 29番 <sup>ほりかわ</sup>堀川でございます。3番、4番よろしいでしょうか。

議長 はい、一緒をお願いします。

堀川委員 3番、4番譲受人 \_\_\_\_\_は、会社勤めを定年で退職して一生懸命やってくれる人で、この場所は県道亀山・白山線の榊原から\_\_\_\_\_へ行く、ちょうど峠へかかる手前でございます。半分荒れかけていた土地を、この人が耕作しようというもので、何ら問題ないものと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長	5番お願いします。
長谷川委員	32番 <sup>はせがわ</sup> 長谷川でございます。5番について説明いたします。14日の日に地元委員さんと支所の事務職員2名で見てまいりました。場所といたしましては、これは佐野というところでございます。ちょうど、この_____さんは、もう以前からこの_____さんの田を作ってみえまして、ちょうど畔のない、杭だけ打ってある割田といいますか、それでございます。前からつくってみえますので、今回はこの土地を買われるということで、ちょうどいい、町並みのいい田になったと思います。そういうことで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。6番飛ばしていただいて、7番。
守山委員	33番 <sup>もりやま</sup> 守山です。この譲り受け人の_____さん、現在、耕作をいたしております。今、事務局から説明があったとおり、_____さんが高齢ということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。8番お願いします。
浅井委員	34番 浅井でございます。家城、8番について説明します。14日の日に事務局と地元委員3名で現地の確認を行いました。場所は、_____の真東側の地続きでございます。現場は野菜も現在栽培されておるような状況でございます。申請内容につきましては、事務局から詳しく説明をいただきましたので、何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしくご審議のほどお願いします。以上です。
議 長	ありがとうございました。9番お願いします。
森田委員	36番 <sup>もりた</sup> 森田です。去る6月14日午後、その支所の事務局2名と地元委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、国道165号線沿いに_____がございしますが、_____から約南の方向に放射状に近いところで300メートル、遠いところで600メートル、申請個所7筆がございします。そこのところでございます。受人と渡人は親子関係でございます。内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。ただいま地元委員より説明がございましたが、6番を除きまして、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました6番を除いた議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定します。ここで守山委員、退室をお願いいたします。  
事務局6番お願いします。

事務局 番号6、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、面積 5, 175.99㎡、渡人、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, 面積 1, 819㎡、申請地 一志町八太高本\_\_\_\_\_番。台帳地目・  
現況地目とも田、面積 1, 063㎡、外1筆で、合計面積1, 125㎡。  
これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢による労働力不足による耕作が困難になってきたため、受人である\_\_\_\_\_が譲り受け営農拡大しようとするものであります。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、6番に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員 31番 <sup>たなか</sup>田中です。今説明がありましたとおり、6月14日の日に現地を確認いたしました。内容については、事務局説明のとおりというふうなことでございますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、皆さん方にお伺いいたします。6番についてご意見がある方。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、議案第1号の6番についてお諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号第6番について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号の6番について許可することに決定します。それでは、ありがとうございます。  
よろしいですか。それでは、続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
番号1、地区 大三、借人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、貸人 \_\_\_\_\_、面積 10, 074㎡、申請地 白山町二本木北和知野\_\_\_\_\_番、台帳地目 原野・  
現況地目 畑、面積 5, 079㎡。  
これにつきましては、貸人である\_\_\_\_\_は、高齢による労働力不足により耕作が困難になってきたため、借り人である親戚の\_\_\_\_\_が借り受け、新規営農をしようとするものであります。また、技術の習得につきましては、貸し人である親戚の\_\_\_\_\_から指導を受けるとともに、諸団体が開催する研修会に参加し、技術習得に努めます。件数は1件で、5, 079㎡。その内訳は原野でございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺いします。お願いします。

森田委員 36番 森田です。去る6月14日午後、総合支所の事務局員2名と地元委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては大三地域内にあります\_\_\_\_\_から南方向に約200メートルぐらいのところでございます。内容につきましては事務局の説明のとおりでございますのでご審議していただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号を許可いたします。  
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局 9ページをお願いいたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村北加茂\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも 田、面積 1,881㎡、外3筆で、合計面積5,531㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_は、小作人が高齢による労力不足のため耕作できないとの申し出があり、自身では耕作が困難であると同時に、受人である\_\_\_\_\_が、交通の利便がいいことから、当該申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地20区画として利用しようとするものであります。

番号2、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気奥新田\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 249㎡、外2筆で、合計面積566㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、高齢で病気がちであり、平成5年の台風14号で川が増水し、当該申請地が冠水し農地として復元が困難であり耕作ができなくなったため、クヌギ120本と杉100本を植林したものでございます。受人である\_\_\_\_\_は、隣地の山林を所有しており、山林として管理していこうとするものであります。また、受人の住所は大阪府堺市でございますが、当該申請地の近隣に別荘を所有しており、昨年3月に退職をし、現在は別荘で生活をしております。始末書の提出がありますので追認するものでご



ございます。

番号3、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気奥新田\_\_\_\_番、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 102㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、平成5年の台風14号及び翌年の台風26号で川が増水し、当該耕地が冠水し農地として復元が困難であり耕作ができなくなったため、クヌギ30本を植林したものでございます。受人である\_\_\_\_\_は、隣地の山林を所有しており、山林として管理していこうとするものであります。また、受人の住所は先ほども申しましたように、大阪府堺市でございますが、当該申請地の近隣に別荘を所有しており、昨年3月に退職をし、現在は別荘で生活をしております。始末書の提出がありますので追認するものでございます。

以上、件数は3件で合計面積6,199㎡、その内訳は田5,919㎡、畑280㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項の各号には該当しないため、認可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の報告がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

守山委員 33番 守山です。14日の日に、会長、副会長、事務局また地元3名の委員と職員2名で、申請者の説明を受けたわけでございます。内容は事務局の説明どおりであります。場所は、久居方面から一志方面に来る波瀬川を渡った右側の\_\_\_\_自治会というところでございます。自治会の承諾また隣地の承認も得ております。ご審議お願いいたします。

議長 2番、3番ですね、お願いします。

向田議員 40番 <sup>むかいだ</sup>向田です。2番、3番続けてさせていただきます。6月9日確認させていただきました。ご本人は\_\_\_\_\_を早期退職し、先ほど事務局の説明のとおりでございますので、つけ加えさせていただきます。よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の御意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、意見もないようですのでお諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号を許可いたします。  
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

10ページをお願いいたします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町南川原\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 809㎡、外2筆で、合計面積1,830㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人である\_\_\_\_\_が所有する当該申請地を、借り人である\_\_\_\_\_の父である\_\_\_\_\_が、昭和44年2月に操業を開始し、土石採取施設等及びコンクリートプラント、資材置場として現在も利用しています。始末書の提出がございましたので追認しようとするものでございます。

番号2、地区 波瀬、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬中村\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 221㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人、\_\_\_\_\_は、昭和42年に居宅を建築しましたが、現在の居宅の老朽化と狭小なため、借り人、\_\_\_\_\_が一般住宅・農業用倉庫を建築しようとするものでございます。建築面積は一般住宅が62.09㎡、農業用倉庫が66㎡です。始末書の提出がございましたので、追認しようとするものでございます。

以上、件数は2件で、合計面積2,510㎡、その内訳は、田でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

大井委員

25番 <sup>おおい</sup>大井です。6月14日に会長以下本庁の方それと地元委員と現地確認をしてまいりました。場所は、皆さんご存じかと思えますけど、県道久居・美杉線、\_\_\_\_\_の下の\_\_\_\_\_橋渡る手前の、西のほうに高速道路あるんですが、その西にある\_\_\_\_\_が見えるんですが、それが今回の申請地になります。もう建設されてから40年以上経過しているんですが、現地確認の結果も特に問題なしです。あと詳細については、事務局説明のとおり問題ないと思しますので、よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。2番お願いします。

長谷川委員

32番、長谷川でございます。この件は、14日の日に地元委員と事務局等で現地確認してきました。場所は、\_\_\_\_\_という所でございますが、この物件は、今現在入ってみえる家のちょうど東側にある空き地でございます。そこはもう非常に狭くなってきたので、こちらへ移して一体化して、家も建てられるということでございます。その中に、物置小屋がございまして、それが畑のところ建っておりますので、それについての始末書も添付されております。ぐるりは全部住宅でございますので、排水のほうも今まで現在使っておりますように合併浄化槽でされるようでございます。それから、自治会のほうも\_\_\_\_\_自治会長さんの承諾も得まして、あらゆることは全部整っておるようでございますので、よろしくご審議願いたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号を許可いたします。  
引き続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。それでは、事務局、説明願います。

事 務 局 11ページをお願いいたします。議案第5号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 榊原、届出者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町坪ノ興\_\_\_\_\_番\_\_\_\_、  
台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 946㎡ 外1筆で、合計面積1,383㎡。  
これにつきましては、昭和45年に木造瓦葺2階建て住宅及び木造瓦葺事務所を新築したものであり、現在に至っております。また、登記簿謄本、課税証明書が添付されており、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により建物もしくは工作物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。  
以上、件数は1件で、面積は1,383㎡、その内訳は、田でございます。  
以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

堀川委員 29番 堀川でございます。この場所は、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_に入っていく所でございます。ずっと道路沿いにもう既に家が建っておる一部でございます。従来からずっと\_\_\_\_\_の従業員宿舎として利用されてきたものでございまして、やむを得んというか、現在に至っては、問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、証明いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号を証明いたします。 続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。 久居、新規 3件、再設定 3件、所有権移転 1件、合計 7件でございます。面積は、田 22, 245㎡でございます。 一志、新規 16件、再設定 9件、所有権移転 0件、合計 25件でございます。面積は、田 41, 228㎡、畑 1, 750㎡、合計面積 22, 978㎡でございます。 白山は、新規 5件、再設定 4件、所有権移転 0件、合計 9件でございます。面積は、田 19, 317㎡、畑 3, 193㎡、合計面積が22, 510㎡でございます。 美杉地区は、今回該当はございません。 合計件数 41件、内訳としまして、新規 24件、再設定 16件、所有権移転 1件でございます。合計面積、田 82, 790㎡、畑 4, 943㎡、総計面積 87, 733㎡でございます。このうち認定農業者蓄積状況でございますが、17件で、面積は44, 216㎡でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、皆様でご意見がありましたら。いかがですか。
守山委員	ちょっと事務局に聞きたいんですけども、この農地流動化助成金ということで、助成金をもらおうと。そして、契約が6年ということで、仮に、途中解約になった場合、この流動化助成金ですね。これは返すんですか、それとも全然6年間解約できやんのですか。どうなんですか。
事 務 局	一応、市のほうで5年間借りて、その面積10アール当たり1万5, 000円と決められておるんですけど、途中で解約した場合は全額返金になります。
守山委員	返金で解約できるんですよね。ありがとう。
議 長	よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案については適正であると認め、市長に進達することといたします。

これもちまして、第6回 第2農地部会を閉会します。

午後3時31分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

平成23年6月21日

議 長

出席委員

出席委員